

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ベトナム社会主義共和国	案件名：法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2
分野：ガバナンス（法・司法）	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：JICA 産業開発・公共政策部 法・司法チーム	協力金額（評価時点）：5.0 億円
協力期間	(R/D)：2011年2月25日
	2011年4月～2015年3月（4年間）
先方関係機関：司法省（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、ベトナム弁護士連合会（VBF）	
日本側協力機関：法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学有識者や法務省教官を中心とする国内支援委員会（民法共同研究会、裁判実務研究会）	
他の関連協力： <ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1（2007～2011年） ・法整備支援プロジェクトフェーズ3（2003～2007年） ・法整備支援プロジェクトフェーズ2（2000～2003年） ・法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996～1999年） 	
1-1 協力の背景と概要	
<p>日本はベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」と記す。）で、1996年から主に民事商事関連法案の起草支援や法曹人材育成に関する技術協力を実施してきた（ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003～2007年））。起草支援した改正民法は2005年6月に、民事訴訟法は2004年11月にそれぞれ国会で可決・成立されたほか、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成など成果を着実にあげてきた。</p> <p>2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表され、ベトナムで司法改革が具体的に進められてきたが、依然として法令が不明確であり、法令間の食い違いなどが見られた。また、地方レベルでは、制定された法律を十分に理解しないまま実務が行われていた。このため、地方で生じている実務上の問題を中央司法関係機関が汲み上げて適切な指導・助言を行うとともに、制度的な改善策を講じる能力の向上が急務になっていた。</p> <p>本プロジェクトは、裁判実務や法執行実務の改善を目的とし、2007年4月から2011年3月に司法省（Ministry of Justice（以下「MOJ」と記す））、最高人民裁判所（Supreme People's Court（以下「SPC」と記す））、最高人民検察院（Suopreme People's Procuracy（以下、「SPP」と記す））、ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation（以下、「VBF」と記す））の4機関で実施した技術協力「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フェーズ1）の後継プロジェクトである。フェーズ1で蓄積された地方の現状や課題を抽出し対処する中央司法関係機関のノウハウを、全国的な課題の抽出や改善の検討を行う際に活用し、その一連の活動が中央司法関係機関の業務フローに定着されることを目指して実施された。</p>	
1-2 協力内容	
(1) 上位目標	

法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。

(2) プロジェクト目標

中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。

(3) 成果

- 成果1 中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上する。
- 成果2 適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される。

(4) 投入（評価時点）

日本側：総投入額 4億1,961万円

長期専門家派遣 累計8人、(1)総括・法司法制度改革（検察官出身者）、(2)裁判実務改善（裁判官出身者）、(3)弁護士能力強化（弁護士）、(4)業務調整員、の4分野。

短期専門家派遣 累計12人、弁護士の役割・能力向上、民事簡易手続き、民法改正など。

ローカルコスト負担 1億8,352万円（1.77百万ドル）¹（ワークショップ・セミナー・研修開催費、印刷など）

機材供与 約700万円（67,735ドル）²（コンピューター、事務所賃料、事務所備品など）

研修員受入 12コース135人（MOJ30人、SPC32人、SPP22人、VBF42人、その他関係機関9人）

ベトナム側：

主要カウンターパート配置 累計74人

ローカルコスト負担 SPPが約2,232万円（46億5000万ドン）³を負担。その他の実施機関の負担額は不明。

2. 評価調査団の概要

調査者	総括	佐藤 直史	JICA 国際協力専門員、弁護士
	法・司法制度	川西 一	法務省法務総合研究所国際協力部教官
	協力企画	藤田 晋吾	JICA 産業開発・公共政策部法・司法チーム職員
	評価分析（終了時評価）	島田 俊子	アイ・シー・ネット（株）コンサルタント
	通訳	大貫 錦	一般財団法人国際協力センター（JICE）
	（法務省予算で参団）	野瀬 憲範	法務省法務総合研究所国際協力部教官
調査期間	2014年7月20日～8月1日		評価種類：終了時評価調査

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

(1) 成果（アウトプット）

1 JICA 指定精算レート 2014年7月 US1 ドル=103.41円を採用。

2 同上。

3 JICA 指定精算レート 2014年7月 VN1 ドン=0.0048円を採用。

成果 1**中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上する。****【評価結果】** 順調に進捗しており、プロジェクト終了までに達成される見通しが高い

実務改善に関する成果 1 の活動は順調に実施されている。成果 1 を測る指標は 4 実施機関を対象に合計 16 ある。MOJ、SPC、SPP、VBF の各組織において、①セミナー・ワークショップを通じた情報収集や実務上の課題分析の実施、②現場の実務上の課題分析結果が反映された執務参考資料⁴の作成、③セミナーやワークショップの教訓が反映された執務参考資料の作成、④執務参考資料の入手可能性の向上、に関する 4 点である。

MOJ の国家担保取引登録局は、実務家を対象にした担保取引登記に関する研修をはじめ、政府機関や銀行なども参加したワークショップの議論、本邦研修で得られた知見をふまえて、担保権者の保護を明記した通達⁵など 3 つの合同通達を作成した。民事判決執行総局は、本プロジェクトの活動をふまえて執行官向け小冊子や民事判決執行法の施行状況に関する報告書、執行不能判決に関する調査報告書、研修用の参考資料を作成した。その中で、執行不能な判決に関する調査を同局と SPC、SPP が共同で行った結果、執行が困難な判決には様々な理由があることが明らかになり、今後、理由を類型化して対策を講じることになった。MOJ の国家賠償局も、数々のワークショップや本邦研修で得られた知見をもとに、国家賠償責任法に関する 6 つの通達ほか、国家賠償責任法の施行効果を測る指標の公布に関する決定とサンプル手続指針、職員用の賠償解決技能・業務小冊子を作成した。これらは広く実務に活用されていると同時に、小冊子は研修教材としても使用されている。司法行政局は、戸籍法制定のためのワークショップや戸籍司法公務員に対する研修を各地で実施し、活動をふまえて研修教材も作成した。司法補助局は、公証人の能力向上を目的とする研修を実施した。司法学院は、プロジェクト活動を通じてカリキュラム開発に関する知見を深めたほか、刑事事件や民事事件、民事訴訟法に関する 3 つの教程本の改訂を行った。

SPC は、第 1 フェーズで開発した判決書マニュアルに関するセミナーを北部、中部、南部で開催した。その際に、同マニュアルが広く下級裁判官にも使われ、判決書の質に貢献していることが確認された。本プロジェクトで先進的な活動を行う地域として SPC により選出されたバクニン省人民裁判所は、ワークショップでの議論をふまえた刑事裁判手続きマニュアルと麻薬事件処理のための小冊子を作成し、これらは、同省だけでなく他省の裁判官、弁護士、公安関係者にも配布された。このほか、人民参審員と裁判所職員の能力向上のためのセミナーも実施された。

SPP は、本プロジェクトで先進的な活動を行う地域としてハイフォン市人民検察院を選び、同院を中心に実務改善に取り組んだ。SPP は日越刑事訴訟法比較ワークショップを同市人民検察院で行ったところ好評だったため、ラオカイ省など他省でも実施した。SPP は本邦研修で得た経験をもとに、短期専門家を招いて刑事訴訟法改正に向けたセミナーも実施した。日本の司法共助の経験共有や犯罪白書なども、SPP が刑事訴訟法の国際協力に関する規定を検討する際や犯罪学の研究の参考になった。ハイフォン市人民検察院は、刑事訴訟の簡易手続に関する現地調査やセミナー、ワークショップを数多く開催し、実務上の問題の分析結果と提言を取りまとめ、刑事訴訟法改正の起草委員会に提出した。同市人民検察院は、本邦研修での学びや知見をもとに、検察官

⁴ 執務参考資料とは、中央司法関係機関とその関係機関の法曹・法律関係職員が、各々の日常業務を遂行する際によるべき資料であり、マニュアル、ハンドブックなどを含む。

⁵ 通達 (circular) は、法の施行に関する中央司法関係機関からの具体的な指示や実務改善に関する指示であるため、終了時評価調査ではプロジェクトの成果 1 の実務改善に関する実績として評価した。議定 (decree) は、成果 2 の法規範文書の起草支援の実績として評価した。

の能力向上の一環として模擬裁判の実施や、裁判所や捜査機関と協力して、裁判に関する調査に取り組んだ。

VBF は、地方弁護士会の実情調査や本邦研修、セミナーの実施に従って執務参考資料を作成していないが、活動の報告書をまとめてホームページや月刊誌、ニューズレターなどで全国の弁護士に情報を発信・共有している。このほか、弁護士法改正に伴い地方の各弁護士会の定款が廃止されるため、全国で統一的に適用される VBF の定款の改訂にも取り組んだ。

上述の通り、現時点で成果 1 の 16 の指標は達成に向け順調に進捗しており、プロジェクト終了までに達成される見通しが高い。

成果 2	適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される。
-------------	---------------------------------------------------

【評価結果】 順調に進捗しており、プロジェクト終了までに達成される見通しが高い

起草支援である成果 2 の活動は計画どおりに実施されている。指標は 11 個であり、起草支援の対象は 12 の法案で、各法案について起草の際の留意点が設定されている。

指標 1 の民法については、MOJ の民事経済法局が専門家とのワーキングセッションや短期専門家の招請、本邦研修の実施などを通じて、総則や物権を中心に改正案を起草した。ベトナムの市場経済発展に適合するよう、民法改正案では法人の規定が明確化され、取引の安全を以前より保護する内容になっている。外国的要素を持つ民法第 7 編の改正を担当する国際法律局は、国際私法の概念がベトナムでは新しいため、日本人専門家とのワーキングセッションや短期専門家を招いてのセミナー、本邦研修を通じて知識を習得し、改正案を起草した。外国法を選択する際、その選択された法律はベトナムの法令に反しないという条件があったが、民法改正案第 5 編ではその制限を廃止して、国際的な基準に一致するよう、ベトナムの公秩序に反しない限り外国法の適用を選択できるように改正された。不動産登記法については、ベトナムの立法計画から外れたため、直接関連する活動を本プロジェクトでは行っていない。担保取引登録法については、ワークショップなどの議論をもとに、担保取引に関する 163 号政府議定の一部を改正した 11 号政府議定を作成し、保証債務の債務者平等の原則が明記された。

指標 2 の改正民事訴訟法について、SPC は簡易手続に関する法令作成の任務が与えられたため、本プロジェクトでは短期専門家を招いてのセミナーの開催や本邦研修を通じて関連知識を深め、簡易手続に関する議論を集中的に行って草案を作成した。

指標 3 の改正人民裁判所法については、SPC は本邦研修の知見をもとに、3 階級から 4 階級の裁判組織に改編することや SPC の裁判官の数を減らすことなどを取り入れた。このほか裁判官から聴取した意見も反映し、同法は 2014 年 5 月に国会に提出された。

指標 4 の改正刑事訴訟法について、SPP は同法について話し合うセミナーを各地で開催し、裁判官が弁護人の意見を十分聞くことや、検察官と対等な立場を保障するなど、弁護人の権限をより強く保護すべきだといった意見を聴取した。ハイフォン市人民検察院の長官が改正刑事訴訟法の起草委員会のメンバーに選ばれたこともあり、成果 1 で述べたとおり、同院での刑事訴訟法の簡易手続に関する調査分析や提言を積極的に取りまとめた。VBF も弁護の章の起草を担当することになったため、短期専門家を招いて行ったセミナーでの議論や本邦研修の成果を反映させた。

指標 5 の人民検察院組織法について、同法の改正案で検討されている 4 階級の検察組織は日本のモデルを倣っており、新設される高級人民検察院については日本の高等検察庁の役割や機能を

参考にした。また同法の改正で、検察官の責任や権限が拡大される見通しである。2014年5月に同法は国会に提出された。

指標6の行政事件訴訟法について、同法を施行するための規則の制定が急務となっていたSPCは、本プロジェクト開始後の2011年5月と6月にかけて、意見聴取のためのワークショップを北部と南部で開催した。ワークショップでの議論、例えば民事訴訟において利害関係者はすべて裁判に参加する必要があるが、行政訴訟は代理人だけで、ほかの構成員は訴訟に参加する必要がないという意見などが、2011年7月に成立した行政訴訟の施行のための最高人民裁判所評議会決議1号と2号に反映された。

指標7、8、9は改正民事判決執行法と国家賠償責任法に係る報告書の作成と下位法規文書の作成である。改正民事判決執行法の下位法規については本邦研修で得られた知見もふまえて起草された。例えば、財産の競売はこれまで競売の価値が強制執行費用を下回るまで続けられていたが、債権者の権利を守れていないため、日本の経験を参考にして、競売を3回行って成立しない場合は、債権者がその財産を受け取ることを要請できるようにした。国家賠償責任法の下位法規範文書については、成果1で述べたとおり、実務改善に資する通達を本プロジェクトの活動を通じて6つ作成した。

指標10の戸籍法について、MOJ司法行政局は戸籍の実情調査やワークショップを実施し、司法局担当者から戸籍登録の状況の報告を受け、人民委員会や公安担当者などから実務上の問題点や戸籍法案に関する意見を聴取した。区の戸籍司法公務員の業務負担が過大であるため、戸籍登録権限が区に集中しないようにすべきといった意見が、同法の草案に反映され2014年5月に国会に提出された。

指標11の破産法について、SPCは改正案に関するセミナーを各地で開催し、改正草案のうち特に導入されることが確実な管財人制度について集中的に参加者の意見を聴取した。その結果、ベトナムでは市場経済が十分発展していないので弁護士が管財人を担えるかどうか疑問視する意見も出たため、管財人は弁護士に限らないことが改正案に反映された。同案は2014年の春国会で承認された。

上述の通り、現時点で成果2の11の指標は達成に向け順調に進捗しており、プロジェクト終了時までに達成される見通しが高い。

(2) プロジェクト目標

プロジェクト目標	中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------

【評価結果】 終了時評価調査の時点において、ほぼ達成されている。

1から4の指標は、「(4つの) 実施機関が法規範文書の内容をふまえて執務参考資料を適切に作成・改正する」と設定されているが、成果1の達成と同時に達成される見込みである。指標5の「中央司法関係機関で現場のニーズをふまえて執務参考資料を作成するという方法が業務フローに反映される」は、成果1で述べたとおり、MOJとSPC、SPPで制度として定着しつつあると評価できる。VBFについては、執務参考資料は作成していないが、全国の弁護士が参照できるよう、セミナーや調査などの活動報告を月刊誌やホームページに掲載している。指標6「中央司法関係機関が、現場の情報や実務上の課題の分析結果をふまえて法規範文書を起草・改正すること」

と指標7「中央司法関係機関で、現場のニーズをふまえて法規範文書を起草・改正すること」は、両指標とも成果2を達成すると同時に達成される見込みである。2008年法規範文書公布法により、現行法の施行評価や新法草案の起草段階で、関連機関から意見聴取することが義務づけられたこともあり、指標6と指標7は各実施機関で業務フローとして定着している。

プロジェクト目標の指標が成果達成と同時に達成されている理由は、2つの成果の相乗効果によりプロジェクト目標が達成されたと考えられる。またプロジェクト計画時に比べ、ベトナムの法・司法改革が想定以上のスピードで進展していることにも起因していると推察できる。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性：非常に高い

本プロジェクトは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議第48号(2005年)と第49号(2005年)で定められた、2020年までの法制度整備戦略と司法改革戦略を遂行するために、必要な中央司法関係機関の人的・組織能力向上に資する協力をしており、ベトナムの国家戦略に一致している。また法・司法改革の推進を掲げる第10次5カ年社会経済開発戦略(2011~2015年)との整合性も高い。2020年までの法・司法改革の取り組みは加速しており、同改革を担う中央司法関係機関にとって法令の制定・改正、法運用に必要な制度の構築や実務の改善は各機関の喫緊の課題であり、これら課題に対応する本プロジェクトに対する期待と必要性は高い。

日本の外務省対ベトナム国別援助計画(2012年)では、「ガバナンス強化」が3つの援助重点分野の1つで、本プロジェクトはその中の「司法・行政機能強化プログラム」に位置づけられている。JICA国別分析ペーパー(2014年)では、「法令の制定・改正作業と法運用に必要な制度の構築・改善に対する支援に加え、現場レベルでの法運用能力の向上のための人材育成支援を一体的に実施する」と重点的に支援する旨が明記されている。このほか、日本政府の「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」(2013年)では、ベトナムは法整備支援の重点8カ国のうちの1つに掲げられている。したがって、本プロジェクトは日本の援助政策との整合性が高い。

JICAは1996年以来、ベトナムの法整備支援に関するプロジェクトを実施しており、民事・商事分野の起草支援や法曹の人材育成を長年支援している実績がある。本プロジェクトはこれまでの協力と整合性があり、日本が持つ知見や経験も本邦研修や国内支援委員会との協議、短期専門家を招請してのセミナー開催などを通じて活かされている。継続的な協力に加え、ベトナムの文化や歴史をふまえ、主体性を尊重した法整備支援アプローチが、実施機関のカウンターパートにも高く評価されている。本プロジェクトで現場の実務改善と起草支援の2つを協力の柱としたアプローチは、どちらも法・司法改革の実現に必要な不可欠で適切である。また本プロジェクトで採用した「より進んだ活動を行う地域」の選定は、地域的な特性や汎用性、ハノイからのアクセスなどを考慮して、SPCとSPP、専門家が協議・決定して行い、所定の成果も出ており適切である⁶。MOJとVBFは、業務の性格上、特定の地域に限定して活動せず、それぞれ全国各地で起きている業務上の課題に本プロジェクトで取り組んだことは、適切なアプローチだったといえる。

総合的に判断して、本プロジェクトの協力実施内容は妥当性が非常に高い。

(2) 有効性：高い

本プロジェクトの特筆すべき成果は、本プロジェクトの実施機関が関係機関から意見を聴取し

⁶ SPCは、ハノイからと省内の各県へのアクセスがよく、受理する事件数が平均的であるという理由から、バクニン省人民裁判所を選定した。SPPは、経済発展に伴い犯罪数が増加しており、訴訟遂行機関の活動が盛んに行われている点やハノイからのアクセスがよい点から、ハイフォン市人民検察院を選定した。

地方の現場の実務上の課題を的確に把握すること、それらの分析結果や教訓をふまえて、執務参考資料の作成や法規範文書草案の起草・改訂を行うことが各機関で定着した点である。本プロジェクトの前フェーズ（フェーズ1）開始時の中心問題が、中央司法関係機関の現場軽視だった点をふまえると、前フェーズと本プロジェクトの改善への取り組みが、上記制度化に着実に貢献したといえる。プロジェクトがもたらした具体的な効果として、法規範文書をふまえ実務上の課題対応に資する①小冊子の作成、②マニュアルの作成、③研修教材の作成、④研究資料の作成、⑤教程本の改訂、が挙げられる。また⑥専門家との集中的な協議を行うワーキングセッションをはじめ各種セミナーやワークショップ、実務改善研修や本邦研修などの知見・教訓を反映させた法規範文書草案の起草・改訂、⑦MOJ 民事判決執行総局が SPC と SPP の協力を得て執行不能民事判決に関する調査を行うなど、実施機関の連携による共通課題への取り組み、⑧司法関係機関職員や法曹人材の能力向上、⑨VBF の組織・制度的能力の向上、⑩ライチャウ省弁護士連合会の設立⁷、が挙げられる。これらは全般的に有効性を高めた要因である。

2つの成果は、それぞれプロジェクト目標の達成に向けて貢献している。プロジェクト目標の達成は、これら2つの成果の相乗効果と急速なベトナムの法・司法改革の進展の影響もあり、終了時評価調査時点ではほぼ達成されている。以上の点を総合的に判断して、本プロジェクトの有効性は高い。

（3）効率性：高い

ベトナムと日本双方からの投入は予定どおり行われ、全般的に活動は計画どおりに実施された。効率性を高めた要因は、①各実施機関のカウンターパートの法・司法改革に取り組む意欲や主体性、責任感の高さ、②日本人法曹専門家の専門性の高さやベトナムでの業務経験が豊富な調整員専門家の調整能力の高さ、③長年の技術協力がもたらしたカウンターパートと日本人専門家の深い信頼関係と良好なコミュニケーション、④JICA の法・司法整備支援の技術協力での業務経験が豊富なプロジェクト雇用スタッフの調整能力の高さ、⑤各実施機関による PDM にもとづいた年間計画・予算計画の作成、合同調整委員会での活動進捗報告など適切な活動管理、⑥本邦研修、短期専門家派遣、2つの国内支援委員会⁸など日本側の充実したプロジェクト支援体制、が挙げられる。

外部条件「ベトナムの立法計画に対象法規範文書が含まれる」の影響は、既述のとおり、不動産登記法が立法計画から外れたため、直接関連する活動を実施できないという影響があった。このほか、プロジェクト2年目に弁護士専門家が6カ月不在だったことと、2013年憲法との整合性がとれた法規範文書の作成・改訂が必要なため、一部の法規範文書の起草が当初計画よりやや遅れたことは、効率性をやや低める要因になったが、成果達成には影響はなかった。

以上をふまえると、投入はほぼ計画通りであり、全般的に効率性は高い。

（4）インパクト：現時点で正のインパクトの発現が見られる

1996年から始まった本プロジェクトを含む法・司法分野の JICA 技術協力プロジェクトは、ベトナムの市場経済化に適した法・司法制度の構築・整備に継続的に貢献してきた。本プロジェクトでは民事商事分野の基本法である民法などの法規範文書の起草・改訂作業を支援してきた。

⁷ ライチャウ省は、山岳地域に位置するため唯一地方弁護士会がなかったが、VBF が本プロジェクトで行った地方の実情調査結果と本邦研修で得られた知見をもとに、ハノイ市弁護士会の弁護士数人に同省で活動することを働きかけ、ライチャウ省弁護士会を設立した。

⁸ ベトナム民法改正共同研究会とベトナム裁判実務改善研究会があり、構成メンバーは大学関係者や法務省教官で、JICA ネットでの実施機関と長期専門家との協議を通じて、助言を行っている。

さらに、社会繁栄の基礎となる、法を適切に執行・運用するための中央・地方の関係機関の能力向上にも取り組んできた。本終了時評価調査においても、法曹と法律関係職員の能力向上を意図した上位目標達成に向けたポジティブな兆候は確認できている。しかし、上位目標に係る3つの指標は能力向上を直接測る指標ではなく、執務参考資料の充実度等、制度面の向上を示す指標になっている。これは、終了時評価時点で能力向上を客観的に測る指標、入手可能な適切な指標がなかったためである。そのため、事後評価の際は、本終了時評価調査と同様、関係者の聞き取りを通じて事例を確認し、実績を評価する必要があると思われる。

なお上位目標以外の波及効果として、終了時評価調査時点で、次の3つの正のインパクトの発現が見られた。1つ目は、2012年フック副首相を団長とする憲法調査団の日本への公式訪問の際に、本プロジェクトの専門家が憲法改正に関連する有益な情報を事前に提供し、同調査団が日本の学者や教授陣らと活発に議論できるよう支援した。このような支援により、ベトナム政府首脳は日本の法・司法分野での協力の重要性を再認識し、さらなる信頼を置くようになったと考えられ、2013年の憲法改正には、本プロジェクト活動も間接的にプラスの影響を及ぼしたと推察される。本プロジェクトは、日越2国間の一層の関係強化にもプラスの影響を及ぼしている。2つ目は、ラオスでJICAが支援する「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の刑事訴訟ワーキンググループ15人を招請し、ベトナムの刑事司法改革の取り組みや教訓をラオスの関係者に共有・普及した点である。こうした南々協力は、両国の法・司法分野での関係強化につながり、将来的には国境を超えた犯罪の取り締まりなどにも貢献するだろう。3つ目は、2013年の憲法改正で簡易手続により審理する場合には人民参審員の参加義務がなくなり、裁判官単身で審理できることになった点に関してである。MOJやSPC、SPPのカウンターパートは、本プロジェクトで民事、刑事訴訟の簡易手続の必要性をセミナーや本邦研修の共有セミナーなどを通じて繰り返し強調したため、憲法での上記記載につながったと、プロジェクトの貢献を指摘した。効果的な簡易手続が実施されれば、民事、刑事ともに訴訟の効率性が向上し、結果的に司法への国民の信頼が高まることが期待できる。

本プロジェクトを含む長年のJICAの技術協力は、ベトナムの法・司法分野の人材育成に大いに貢献している。例えば現在の司法大臣や副大臣2人は本邦研修に参加した経験があり、副大臣らは現在のプロジェクト活動にも積極的に関与している。ベトナムの法・司法改革を担う中心的な人材、すなわち実施機関の上層部、重要な法案の起草委員会や編集班メンバー、その他関連中央機関や地方機関の関係者などが本邦研修に参加し、日本の法・司法制度に関する実践的な知識や経験を学んでいる。終了時評価調査時点で、こうした本邦研修の参加者は135人に上り、ベトナムの法・司法改革を牽引していくことが予想される。VBFは2013年11月、日本弁護士連合会と友好協定を締結した。今後、組織的、財政的にも自立していかなければならないVBFがこうした友好協定を結べたことは、日本弁護士連合会との協力関係を強化でき、VBFの対外的な地位向上にも役立つことが予想される。VBFの組織面や制度面の能力が強化され、ベトナムでの人権保護を進めることにより、2013年の新憲法で重きが置かれている、市民の司法へのアクセスが確実に保障・推進されることが期待できる。これらは上位目標達成に向けた正のインパクトとして見込めると評価した。

(5) 持続性：中程度からやや高いと見込める

政治局決議第48号と第49号は、2020年までの法・司法改革の基本的戦略であり、本プロジェクトの効果の持続を担保・拡大する、政策面の持続性は非常に高いと見込まれる。

本プロジェクトの成果発現に有効だった幅広い関係者を対象にした大規模セミナー・ワークショップの開催や全国各地での開催、地方特に遠隔地での調査や研修の実施は、本プロジェクトを含め日本を含む外国の援助機関の支援に頼るところが大きい。小冊子や教本などプロジェクトを通じて作成した執務参考資料は、発行部数に限りがある。MOJの国家賠償局が、職員用の賠償解決技能・業務小冊子を印刷せずにホームページでダウンロードできるようにするなど、多額のコストをかけずに頒布する工夫も一部みられるが、財政面の持続性を不安視する声は各実施機関の多くのカウンターパートから指摘があった。したがって、財政面の持続性は中程度と判断した。

現場の関係者の意見をふまえての実務改善、執務参考資料の作成・改訂作業、法案の起草・改正作業は、その方法や質については改善の余地があるものの、各実施機関で定着しつつあり、制度面の持続性はやや高いと見込まれる。

改正人民裁判所法と改正人民検察院法が施行されると、SPCとSPPの組織改編がなされるはずであるが、本プロジェクト終了後もMOJ、SPC、SPPの3機関は、政治局決議第48号と第49号に基づき、法・司法改革を遂行してプロジェクトの効果を持続・拡大する取り組みを行う見込みである。一方で、VBFは設立間もないこともあり、プロジェクト効果を維持・拡大していくために必要な組織の自治権を一層強化する必要がある。これらをふまえて、組織面の持続性の見通しはやや高いといえる。

プロジェクト活動を通じて実施機関のカウンターパートの能力は向上しており、プロジェクト終了後も継続して習得した知識やスキルをそれぞれの業務に適用できると期待できる。終了時評価調査時点で、実施機関はそれぞれ2013年の新憲法に適合するよう法規範文書の起草と改正に追われている。この過程でカウンターパートがこれまで蓄積してきた知識や経験を活用する見込みは十分あるものの、新たな課題に直面する可能性もある。ベトナムの社会・経済の急速な発展やグローバル化に伴うより先端的・発展的な問題に対応するための、高度な知識や知見、経験をカウンターパートが得る機会には依然として限られている。カウンターパートらがこれらの問題に迅速に対応し、2020年までの法・司法改革を効果的に実施するために、学術的あるいは実務的な知識や知見、経験などを得られるリソースのチャンネルを幅広く持つ必要があるだろう。以上より、技術面の持続性はやや高いと見込める。

以上より、終了時評価調査時点で、本プロジェクトの持続性は中程度からやや高いと評価した。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容

本プロジェクトは、妥当性で述べたとおり、ベトナムの法・司法改革の方向性と一致し、前フェーズ同様、法規範文書の起草支援だけでなく、現場の実務改善も協力の柱としたアプローチを採った。このアプローチが課題に適切に対応できたため、2つの成果の達成と相乗効果でプロジェクト目標の達成の実現につながり、有効性で述べたプラスの効果を多くもたらすこともできたといえる。

このほか、効率性で述べたとおり、投入の点で効果発現に貢献している要因が多々見られる。法・司法改革に強い意欲とプロジェクト活動に主体的に取り組むカウンターパートの配置をはじめ、高い専門性を持つ日本人法曹専門家と調整能力の高い調整員専門家の派遣、本邦研修や短期専門家派遣、国内支援委員会など日本側の支援体制の充実は、長年育まれてきたカウンターパー

9 ベトナムでは歴史的な経緯から法学の発展が限定的で、法・司法改革を担っている本プロジェクトの実施機関のカウンターパートらが国内のリソースから必要な知識や経験を得ることは難しく、本プロジェクトを含め援助機関による活動や海外留学の機会などから得ているのが現状である。

トと専門家との信頼関係の強化や関係者間の円滑なコミュニケーションに役立ち、効率的・効果的なプロジェクト運営を可能にしている。実務改善に資する執務参考資料の作成や現場の意見を反映した法規範文書草案の起草・改訂、実施機関の連携・協力による共通課題の取り組みなど、具体的な効果発現に役立ち有効性と効率性を高めたほか、正のインパクトを発現し、持続性の一部を高めることに貢献している。

(2) 実施プロセス

プロジェクトの実施体制は、中央の4つの実施機関（MOJは8局がプロジェクトのカウンターパート）と先進的な活動をする地方の2機関だが、4つの実施機関がPDMに基づいた年間計画・予算計画を日本人専門家との協議を通じて作成し、合同調整委員会で活動の進捗状況を報告、報告書をプロジェクト関係者間で共有するなど、幅広いプロジェクト活動を適切に管理する仕組みが機能していた。前フェーズをはじめJICAの技術協力での経験が豊富な実施機関が多いことや、各実施機関の本プロジェクトでの役割や責任が明確なことにも起因するが、このようにプロジェクト活動の運営・管理が適切に機能したことは、本プロジェクトの有効性や効率性、インパクトの発現、一部の持続性を大いに高めていると評価できる。前フェーズまでは未実施だった合同調整委員会が本プロジェクトになってから定期的開催され、活動の進捗を共有できるようになったことも、実施機関間の連携・調整が向上したことを示す一例であり、共通課題の取り組みなど効果発現に貢献したといえる。

効果発現に貢献した外部要因としては、①2008年法規範文書公布法、②他の援助機関による類似の活動支援、③先進国への留学経験を有する若手の台頭など実施機関内部での意識の変革、が挙げられる。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容

特になし。

(2) 実施プロセス

既述のとおり、①不動産登記法が立法計画から外れたため、直接関連する活動は実施しなかったことや、②プロジェクト2年目に弁護士専門家が6カ月不在だったこと、③2013年憲法との整合性がとれた法規範文書の作成・改訂が必要なため一部の法規範文書の起草が当初計画よりやや遅れたことは、効率性をやや低める要因になったが、成果達成には影響はなかった。

3-5 結論

評価5項目に関し、妥当性は非常に高く、有効性、効率性は高く、正のインパクトについてもその発現が見込まれることが確認できた。また、持続性については、財政面については大規模セミナーの開催等については日本を含む外国からの援助に依存する部分が大きいと、中程度となったが、制度面・組織面・技術面についてはいずれもやや高いことが確認された。

以上から、終了時評価調査の時点において、プロジェクト目標はほぼ達成されており、予定されたプロジェクト期間内での達成が見込まれることから、当初の予定どおり、2015年3月末に本プロジェクトを終了する予定である。

3-6 提言

(1) プロジェクト終了までに実施すべき事項

1. 実施中の活動に取り組む

現在実施中の活動やプロジェクト終了時までに計画されている活動は、速やかに実施する必要がある。特に民法、民事判決執行法の一部を改正する法令、人民裁判所組織法、人民検察院組織法は、本プロジェクトの成果を活用して最終草案を起草すべきである。

2. 共同活動の実施

刑事訴訟法の起草について、第4回合同調整委員会で提案された裁判の争訟原則に関する共同活動を、SPC、SPP、VBFが共同で実施すべきである。

(2) プロジェクト終了後に考慮すべき事項

1. 法規範文書の起草

実施機関は、本プロジェクトの成果を活用しながら、特に改正民法と関連法案、改正民事訴訟法、改正刑事訴訟法について最終草案を起草する必要がある。

2. 実務改善と能力向上

実施機関は、引き続き現場の情報収集や課題特定を行い、地方の関係機関職員や実務家の能力向上に努める必要がある。

3. 知識の共有

実施機関は、本プロジェクトの活動を通じて得られた知見やスキルを組織内で共有し、新たな法案の起草や執務参考資料の作成の際に活用することが期待される。

3-7 教訓

(1) プロジェクト効果の持続のためには、アプローチを柔軟に再考すべきである。

本プロジェクトで実施機関は、現場の課題を分析し、その結果を執務参考資料や法規範文書に反映させるという業務フローを定着させた。全国各地での現場調査や研修を実施して、意見を聴取し実践的ニーズを分析するやり方は莫大な資金が必要になる。プロジェクト終了後の効果の持続性を担保するためにも、合理的なアプローチを柔軟に再考すべきである。

(2) 実施機関のプロジェクト管理への積極的な関与は、円滑な実施と持続性を担保するうえで有用である。

本プロジェクトでは、実施機関が専門家との協議を通じてPDMに基づいた年間計画と予算計画を作成し、合同調整委員会で活動の進捗状況を報告するなど、プロジェクトの運営・管理が適切に機能していた。このような実施機関のプロジェクト管理への積極的な関与は、円滑なプロジェクト運営を可能にすると同時に持続性を担保するうえで有用である。

(3) プロジェクトの成果物の取扱いについては、事前に合意しておくべきである。

本プロジェクトで開発した執務参考資料は、様々な方法で関係者に共有されることが期待される。プロジェクトで開発した成果物の取扱いは、混乱を避けるためにも事前に関係者間で合意

しておけば、より効果的な成果の普及が行えるだろう。

(4) 現地言語による法文書の理解は、技術移転の促進と関係者間の信頼関係構築の鍵である。

本プロジェクトの専門家は、ベトナム語で法規範文書を理解することに努めており、カウンターパートから円滑なコミュニケーションと相互信頼に役立っていると高く評価された。現地言語による法規範文書の理解は、技術移転の促進と関係者間の信頼関係の鍵である。